【閲覧資料】

附 属 機 関 等 の 概 要

（1面）

1 名　　称	土地収用仲裁委員	
2 区　　分	■ 附属機関（地方自治法第１３８条の４第３項に基づくもの） □ 私的諮問機関（有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等）	
3 設 置 根 拠	土地収用法第１５条の８	
4 設 置 目 的	土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らず、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときに、関係当事者の双方の知事への申請により、仲裁委員が仲裁を行う。	
5 担 任 事 務 （協 議 事 項）	土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるとき）について仲裁を行う。	
6 会議の開催状況 （令和６年度）	① 開催期日 開催実績なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 （ 傍 聴 ）	公開（傍聴）の状況	□ 公開（傍聴可） ■ 非公開（傍聴不可） 非公開の理由 土地収用法施行令第１条の７の４の規定により、仲裁の手続は非公開とされている。 □ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	□ 有り 閲覧場所： 県庁ホームページへの掲載：　□ 有り　□ 無し ■ 無し □ 未定
8 所管課（室）名	県土整備部　用地対策課　収用管理担当 電　話：内線　6928（直通）0985－26－7174	

9　構成員の名簿

令和7年3月31日現在

区　分	氏　名	所属等	備考 （専門部会等）
	なし（構成員未選任のため）		